

川崎市病院局債権に係る遅延損害金及び延滞金徴収事務取扱要綱

(令和4年3月31日付 3川病経第1550号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令、川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号。以下「債権管理条例」という。）、川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）、川崎市病院局債権管理規程（平成26年川崎市病院局規程第10号。以下「債権管理規程」という。）その他別に定めるもののほか、遅延損害金及び延滞金の徴収に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「私債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利であって、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係るものと除くものをいう。

(2) 「公債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利であって、法第231条の3第1項に規定する歳入に係るものという。

(3) 「遅延損害金」とは、病院局の私債権に係る遅延損害金をいう。

(4) 「延滞金」とは、病院局の公債権に係る延滞金をいう。

(遅延損害金の徴収)

第3条 遅延損害金は、私債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条又は債権管理条例第5条の規定により督促をしたときに徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金の額は、当該督促に係る私債権の額が2,000円以上

の場合に徴収するものとし、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ
、民法（明治29年法律第89号）第404条で規定する法定利率を乗じて
計算した額とする。この場合において、当該債権の一部につき納付があった
ときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる額は
、その納付額を控除した額とする。

3 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の額がある場合
は、その額を徴収しない。

4 第2項の規定により計算した遅延損害金の額が1,000円未満である場
合は、その額を徴収しない。

5 第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても
365日当たりの割合とする。

（延滞金の免除）

第4条 督促状に指定する期限までに使用料その他徴収金を完納した場合は、
債権管理規程第20条第2項第2号に規定する管理者が特に認める場合とし
、延滞金を免除する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。